

## 地方独立行政法人新小山市民病院 第2期中期目標

### 前文

地方独立行政法人新小山市民病院（以下「法人」という。）は、平成25年4月1日の設立以来、「チーム医療を推進し、地域の皆様から信頼され必要とされる病院を目指す」を理念に掲げ、急性期医療を担う地域における中核病院として、地域住民に安全で質の高い医療の提供に努めてきた。

第1期中期目標の期間中において、法人は、地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かし、柔軟で迅速な意思決定により、効率的な病院運営に取り組み、医師や看護師をはじめとする医療従事者の積極的な確保や急性心筋梗塞・脳卒中等救急患者の受入体制の整備、DPC対象病院の指定等健全で安定した組織・経営基盤を構築してきた。また、地域医療機関との機能分担と連携強化を図るため、地域医療支援病院として承認されるなど、その責務を果たしてきた。

平成28年1月新病院の開院を転機として、医療サービスの充実を図り、持続的な収益力強化に向けた病院経営を展開し、組織・経営基盤の確立を図ってきた。

小山市は、地方独立行政法人に対し、急性期医療を担う地域の中核病院としての使命と責任のもと、良質で安全な医療を提供するため人的資源の更なる確保と質の向上を図り、地域住民に信頼され共に歩む病院となることを期待し、ここに第2期中期目標を定める。

### 第1 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間とする。

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 良質で安全な医療の提供

##### (1) 急性期病院としての機能の充実

急性期病院を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、高度

で専門的な医療が提供できるよう各診療部門の充実を図ること。

(2) 救急医療の取組み

地域の医療機関や消防等の関係機関との役割分担及び連携のもと、救急患者を積極的に受け入れ、より充実した断らない救急医療体制を構築すること。

(3) 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

地域の医療機関では対応できない高度で専門的な医療の提供体制を充実させ、更なる診療水準の向上に取り組むこと。

(4) 小児・周産期医療の充実

小児救急二次輪番病院として、小児救急の受入体制の強化を図ること。また、引き続き産科スタッフの人員確保に努め、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、安心して子供を産みかつ育てられるよう、医療の提供体制を確保すること。

(5) 災害時における対応

平時から緊急連絡体制の確保や災害医療訓練の実施等、災害医療に対応可能な体制の整備に努め、災害発生時には、小山市及び関係機関と連携し、地域災害拠点病院に準じた必要な医療救護活動を積極的に実施すること。

(6) 感染症医療の対策

感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合には、小山市及び関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取ることに努めること。

(7) 予防医療の充実

疾病予防はもとより、生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、受診者のニーズに対応した人間ドック・健診体制の整備を図ること。また、小山市や医療関係機関と連携し、健康講座の開催などを通し、予防医療に関する普及・啓発活動を推進すること。

(8) 安全安心な医療の提供

医療安全文化（医療に従事するすべての職員が、患者の安全を最優先に考え、その実現を目指す態度や考え方）の醸成に努め、医療安全

対策を徹底すること。

## 2 医療提供体制の充実

### (1) 優秀な医療スタッフの確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。

### (2) 人材の育成

医師、看護師及び医療技術職員等の専門性や医療技術を向上させるため、院内における調査・研究を行う他、教育研修制度などを充実すること。また、専門資格取得や研究等に対する支援制度を充実すること。

## 3 患者・住民サービスの向上

### (1) 患者中心の医療

常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した患者中心の医療を実践し、インフォームド・コンセント（患者自らが受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること。）を徹底し、患者に必要とされる相談支援体制の強化を図るとともに、多職種の医療スタッフ及び患者が連携する「チーム医療」の充実を図ること。

### (2) 快適な医療環境の充実

医療ニーズに的確に対応し、患者や来院者により快適な環境を提供するため、利便性やプライバシー確保に配慮した院内環境の整備・充実に取り組むこと。

### (3) 患者満足度の向上

職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上させることにより、患者満足度を向上させること。

### (4) 職員の接遇向上

患者満足度を向上させ、「地域の皆様から信頼され必要とされる病院」の実現を図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。

(5) ボランティア制度の活用

ボランティアと職員の協働を積極的に推進し、住民や患者の視点に立ったサービスの向上に努めること。

(6) 病院情報の発信

ホームページや病院広報などを活用し、住民や患者、地域の医療機関に対してわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。

4 地域医療連携の強化

(1) 地域医療機関との連携

「地域医療支援病院」として、地域の医療機関との適切な機能分担のもと、病病連携・病診連携の強化を図るとともに、地域の医療水準の向上に寄与すること。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者などが住み慣れた自宅や地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、地域の医療・介護関係機関と連携し、退院後の療養支援や在宅医療関係機関を積極的に支援する体制の整備を図ること。

5 信頼性の確保

(1) 診療の質・サービスの改善

医療機能の質の充実・向上を図るため、第三者機関の評価等を活用し、常に主体的に業務の改善に取り組むこと。

(2) 法令等の遵守と情報の開示

医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と職業倫理を確立し、個人情報保護や情報公開等に関して適切に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 管理運営体制の強化

患者動向や医療環境の変化等に対し、地方独立行政法人として自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行い、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる管理運営体制の強化を図ること。

## 2 働きやすい病院づくり

### (1) 人事考課制度の充実

職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事考課制度の運用を図ること。

### (2) 働きやすい職場環境の整備

職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて、職場環境の改善を図り、職員が働きがいのある病院づくりに努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 経営基盤の維持と経営機能の強化

公的病院としての使命を果たすため、健全で安定した経営基盤を確保し経常収支の均衡を図るとともに、適切な業務分析の実践とそれに基づく経営に関する企画立案機能の強化を図ること。

### 2 収益の確保と費用の節減

#### (1) 収益の確保

病床稼働率の上昇や診療報酬の改定等への的確な対処により収益を確保するとともに、査定減等の防止、未収金の防止対策に努めること。

#### (2) 費用の節減

全職員がコスト意識を持って、在庫管理や購入方法等の見直しなど、経費削減に努めること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

「小山市の地域医療を守り育てる条例（平成26年9月29日条例第26号）」第6条に規定する法人の責務を踏まえ、「小山市地域医療推進基本計画（平成28年3月策定）」に定める各取組施策を着実に実践すること。